

諮問番号 令和7年度（処分）諮問第1号（令和7年10月29日諮問）
答申番号 令和7年度（処分）答申第1号（令和8年1月30日答申）
事件名 令和7年1月22日付け保育の利用調整に係る処分（保留）に関する審査請求事件

答 申 書

第1 審査会の結論

審査請求人に対する令和7年1月22日付け保育の利用調整結果通知書による保育の利用申込みを保留とする処分（以下「本件処分」という。）に違法又は不当な点は認められないため、審査請求人が令和7年1月31日付け「審査請求書」により行った審査請求（以下「本件審査請求」という。）には理由がないと判断する。

したがって、本件審査請求は棄却されるべきであるという審査庁（吹田市長）の意見は妥当である。

第2 審理関係人の主張の趣旨

1 審査請求人の主張の趣旨

「本件処分を取り消す。」との裁決を求める。

2 処分庁の主張の趣旨

「本件審査請求を棄却する。」との裁決を求める。

第3 審理員意見書の要旨

1 事案の概要

(1) 審査請求に至る経緯

審査請求人と処分庁がそれぞれ提出した文書によると、本件審査請求に至る経緯は、おおむね次のとおりである。

ア 審査請求人は、令和6年9月29日付けで、審査請求人の子（令和7年度は1歳児。以下「本件利用申込児童」という。）に係る保育の利用申込み（以下「本件利用申込み」という。）をオンラインで行った。

イ 本件利用申込みにおいて、審査請求人は、第1希望園から、第15希望園まで15の保育園等の利用を希望した。

ウ 処分庁は、令和7年1月22日付け保育の利用調整結果通知書により本件処分を行い、これを審査請求人に送付した。なお、同通知書には、「保留となった理由」として「申込が利用希望施設の定員を上回り、利用調整の結果、定員内とならなかったため」との記載があり、また、「保留の有効期限」と

して「令和8年3月31日」との記載があった。

(2) 審査請求書の提出

本件処分に対し、審査請求人は、令和7年1月31日付け「審査請求書」を審査庁である吹田市長に提出し、本件処分を取り消す裁決を求めた。

2 審理関係人の主張の要旨

(1) 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

ア 令和7年度の吹田市保育所等利用調整基準（以下「利用調整基準」という。）の変更により保護者が復職する家庭に与えられる指数に差がつきにくくなり、同点の利用調整指数が増えている。利用調整基準に利用調整指数が同点の場合の優先順位の決定基準は示されているが、実際にその基準どおりに決定されているのかどうか不透明に感じる。いかなる審査基準によって保育の利用の可否の審査をしているのかが明らかでなく、行政手続法第5条に違反している。

イ 本件利用申込児童について、いかなる具体的理由で保育の利用が不可となったのかが明らかでなく、行政手続法第8条に違反している。

ウ 保育の必要性の認定を受けているにもかかわらず、保育の利用が不可となれば、本件利用申込児童の保育を利用する権利が侵害され、保育の利用を可とされた児童との間に著しい不平等が生じる。また、審査請求人らについても、保育を利用することができないことで就労が困難になり、生活が困窮することとなる。

エ 市町村は、保育を必要とする場合において、児童を保育所において保育すべき義務を負っている。にもかかわらず、吹田市は、本件利用申込児童に対し、その義務を果たしていない、これは、児童福祉法第3条の3及び第24条第1項に違反している。

(2) 処分庁の主張

処分庁の主張は、おおむね次のとおりである。

ア 児童福祉法第24条第3項の規定による保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等の利用調整を公正に行うため、審査基準として利用調整基準を定めている。利用調整基準第2条第2号は、利用調整は、支給認定子どもの保護者が利用を希望する保育所等ごとに行うものとするを定め、同条第5号は、利用調整は、別表に定める基準により算定した点数の大きい支給認定子どもから順次に行うものとするを定めている。点数が同点の場合の順位を決める基準を含むこれらの基準は、ホームページや利用申込案内を通じて開示しており、いかなる基準により利用調整をしているか明らかでないとの審査請求人の主張は当たらない。

イ 勤務先における就労年数に係る調整指数については、働き方が多様化している中で、同じ勤務先で長く働くことが保育の必要性の高さに結びつくとは

いえないことから廃止した。審査請求人が希望した15の保育園等の同点の指数となった児童の数は増えているが、申込者数も増えており、一概に当該調整指数の廃止による影響とは言い切れないと考えている。

ウ 利用申込みが保留となった者に対しては、保育の利用調整結果通知書に保留となった理由を記載し、説明もしているため、行政手続法第8条違反には当たらない。

エ 審査請求人が主張する日本国憲法第13条、第14条及び第25条並びに児童福祉法第1条の趣旨については、これを最大限尊重しなければならないと考えており、保育サービスの提供量の整備に取り組んでいるが、行政資源に限りがある中で利用調整を行う必要があることから、利用調整基準に基づき客観的かつ公平に調整を行った結果、本件利用申込児童については、今回、入所に至らなかったものであり、個人の権利を不当に制限するものではない。また、全ての申込児童に対し、平等に同一の基準を適用しており、日本国憲法及び児童福祉法に違反するものではない。

オ 児童福祉法第24条第1項は、市町村は、保育を必要とする児童を保育所において保育しなければならない旨規定するが、この規定は、保育所における保育の提供を絶対的に保証するものではなく、市町村は、あくまで保育の提供体制を整備し、その範囲内で保育を提供する義務を負う趣旨であると解されており、市町村に施設の定員を超えて入所させる義務までを負わせるものではない。また、本市は、児童福祉法第3条の3第1項に基づき、子供の利益を第一に考え、地域における保育ニーズに対応するよう保育所の整備、保育士の確保等に努めている。

カ 本件審査請求には理由がないので、行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

3 審理員の結論の理由

(1) 本件処分に関する児童福祉法等の根拠について

ア 児童福祉法第24条第1項は、市町村は、同法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保護者の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児その他の児童について保育を必要とする場合においては、当該児童を保育所において保育しなければならないことを定めており、また、同条第3項（同法附則第73条第1項による読替え後。以下同じ。）は、市町村は、保育所等の利用について調整を行うとともに、認定こども園の設置者又は家庭的保育事業等を行う者に対し、保育を必要とする児童の利用の要請を行うものとすることを定めている。

イ 処分庁は、児童福祉法第24条第3項の規定による保育所等の利用調整に関し必要な事項を定めるため、利用調整基準を定めている。

(2) 本件処分について

ア 利用調整指数について

処分庁は、利用調整基準に基づき、本件利用申込児童の基本指数を両親とも就労時間が1月当たり160時間以上であるとして80点（40点×2人）とし（利用調整基準別表項番1の就労・雇用型勤務）、調整指数を育児休業から復職する場合に該当するとして+2点（利用調整基準別表項番15）とし、合計指数を82点とした。

イ 利用調整結果について

処分庁は、審査請求人が利用を希望した15の保育園等について利用調整を行った。その結果は、次のとおりである。

(ア) 第1希望園

利用可否のボーダー点は82点であり、本件利用申込児童の指数と同じであるが、指数が82点で利用可とされた児童（3人）の待機開始日は、令和6年4月1日、同年9月1日及び同年10月1日であり、当初利用希望日からの経過期間が本件利用申込児童（待機開始日は令和7年4月1日）より長いため、本件利用申込児童の利用は保留とされた。

(イ) 第2希望園

利用可否のボーダー点は91点であり、本件利用申込児童の指数より高いため、本件利用申込児童の利用は保留とされた。

(ウ) 第3希望園

利用可否のボーダー点は82点であり、本件利用申込児童の指数と同じであるが、指数が82点で利用可とされた児童（2人）の待機開始日は、令和6年5月1日及び同年8月1日であり、当初利用希望日からの経過期間が本件利用申込児童（待機開始日は令和7年4月1日）より長いため、本件利用申込児童の利用は保留とされた。

(エ) 第4希望園

利用可否のボーダー点は82点であり、本件利用申込児童の指数と同じであるが、指数が82点で利用可とされた児童（5人）の待機開始日は、令和6年7月1日、同年8月1日及び同年10月1日（3人）であり、当初利用希望日からの経過期間が本件利用申込児童（待機開始日は令和7年4月1日）より長いため、本件利用申込児童の利用は保留とされた。

(オ) 第5希望園

利用可否のボーダー点は91点であり、本件利用申込児童の指数より高いため、本件利用申込児童の利用は保留とされた。

(カ) 第6希望園

利用可否のボーダー点は91点であり、本件利用申込児童の指数より高いため、本件利用申込児童の利用は保留とされた。

(キ) 第7希望園

利用可否のボーダー点は82点であり、本件利用申込児童の指数と同じであるが、指数が82点で利用可とされた児童（12人）の待機開始日は、

令和6年4月1日（2人）、同年7月1日、同年8月1日、同年10月1日（2人）及び同年11月1日（6人）であり、当初利用希望日からの経過期間が本件利用申込児童（待機開始日は令和7年4月1日）より長い
ため、本件利用申込児童の利用は保留とされた。

(ク) 第8希望園

利用可否のボーダー点は84点であり、本件利用申込児童の指数より高い
ため、本件利用申込児童の利用は保留とされた。

(ケ) 第9希望園

利用可否のボーダー点は82点であり、本件利用申込児童の指数と同じ
であるが、指数が82点で利用可とされた児童（1人）の待機開始日は、
令和6年7月1日であり、当初利用希望日からの経過期間が本件利用申
込児童（待機開始日は令和7年4月1日）より長い
ため、本件利用申込児童の利用は保留とされた。

(コ) 第10希望園

利用可否のボーダー点は89点であり、本件利用申込児童の指数より高
いため、本件利用申込児童の利用は保留とされた。

(カ) 第11希望園

利用可否のボーダー点は90点であり、本件利用申込児童の指数より高
いため、本件利用申込児童の利用は保留とされた。

(シ) 第12希望園

利用可否のボーダー点は83点であり、本件利用申込児童の指数より高
いため、本件利用申込児童の利用は保留とされた。

(ス) 第13希望園

利用可否のボーダー点は82点であり、本件利用申込児童の指数と同じ
であるが、指数が82点で利用可とされた児童（5人）の待機開始日は、
令和6年4月1日、同年5月1日、同年7月1日及び同年9月1日（2
人）であり、当初利用希望日からの経過期間が本件利用申込児童（待機
開始日は令和7年4月1日）より長い
ため、本件利用申込児童の利用は保留とされた。

(セ) 第14希望園

利用可否のボーダー点は82点であり、本件利用申込児童の指数と同じ
であるが、指数が82点で利用可とされた児童（3人）の待機開始日は、
令和6年7月1日及び同年10月1日（2人）であり、当初利用希望日か
らの経過期間が本件利用申込児童（待機開始日は令和7年4月1日）よ
り長い
ため、本件利用申込児童の利用は保留とされた。

(ソ) 第15希望園

利用可否のボーダー点は82点であり、本件利用申込児童の指数と同じ
であるが、指数が82点で利用可とされた児童（3人）の待機開始日は、

令和6年8月1日、同年11月1日及び同年12月1日であり、当初利用希望日からの経過期間が本件利用申込児童（待機開始日は令和7年4月1日）より長いため、本件利用申込児童の利用は保留とされた。

ウ 吹田市は、利用調整基準を定め、保育所等の利用調整を実施している。本件利用申込みに対しても、上記アのとおり、申込内容を基に、利用調整基準に従い利用調整指数を算定し、審査請求人が利用を希望した保育園等ごとに、定員が埋まるまで指数の高い者から順番に利用決定を行ったものであり、その過程に不適切な点は認められない。なお、上記イのとおり、利用可否のボーダー一点が本件利用申込児童の指数と同じであった8の保育園等についても、利用調整基準が定める指数が同点の場合の優先順位の決定基準に従い、適切に順位が決定されており、本件処分は、適切に行われている。

(3) 審査請求人の主張について

ア 審査基準について

(7) 審査請求人は、いかなる審査基準によって保育の利用の可否の審査をしているのかが明らかでなく、行政手続法第5条に違反している旨主張している。

(イ) 行政手続法第5条は、行政庁は、審査基準を定めること、審査基準を許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとし、公にしておかなければならないことを定めている。

(ウ) 利用調整基準第2条第2号は、利用調整は、支給認定子どもの保護者が利用を希望する保育所等ごとに行うものとすることを定め、同条第5号は、利用調整は、別表に定める基準により算定した点数の大きい支給認定子どもから順次に行うものとすることを定めている。

(エ) 利用調整基準の別表は、保護者の就労、出産、疾病・障がい、介護・看護、災害その他の状況に応じた基本指数を定めるとともに、調整指数として、世帯共通項目、就労に関する項目等の個別の状況に応じた加点及び減点を定めている。また、利用調整指数が同点の場合の優先順位を決定する基準も定めており、その内容は、保護者や世帯が抱える事情が保育を受ける必要性の程度に反映されるようなものとなっており、具体的といえる。

(オ) 利用調整基準の別表は、吹田市のホームページに掲載され、保育所等の利用を希望する保護者に配布する利用申込案内にも記載されていることから、公にされているといえる。

(カ) 以上のことから、保育の利用調整に係る審査基準である利用調整基準について、行政手続法第5条に違反しているとはいえない。

イ 利用調整指数が同点の場合の優先順位の決定について

審査請求人は、利用調整指数が同点の場合の優先順位の決定に不透明な部分がある旨主張するが、上記(2)のイのとおり、審査請求人が利用を希望した15の保育園等のうち、利用可否のボーダー一点が本件利用申込児童の指数と同じであ

った8の保育園等の優先順位は、全て、利用調整指数が同点の場合の優先順位の決定基準のA（当初利用希望日からの経過期間が長い方）により決定されており、適切に行われている。

ウ 理由提示義務違反について

(ア) 審査請求人は、本件利用申込児童がいかなる具体的理由で保育の利用が不可となったのか明らかでなく、行政手続法第8条に違反している旨主張している。

(イ) 行政手続法第8条は、行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならないと規定しているが、同条は、行政庁が許認可等の申請に対し拒否処分をする場合の判断の慎重・合理性を担保し、申請者の不服申立て等の提起の便宜を図るための規定であると解されることから、一般論として、理由の記載は、いかなる事実関係に基づき、いかなる法規を適用して申請が拒否されたかを、申請者においてその記載自体から了知しうるものでなければならず、単に拒否の根拠規定を示すだけでは理由の付記として十分ではないとされている。（最高裁昭和60年1月22日判決）

(ウ) また、理由の提示が要求される場合に、どの程度記載すべきかは、処分の性質と理由付記を命じた各法律の規定の趣旨・目的に照らしてこれを決すべきであるとされている。（最高裁昭和38年5月31日判決）

(エ) 審査請求人の主張は、本件処分の理由として記載された「申込が利用希望施設の定員を上回り、利用調整の結果、定員内とならなかったため」は抽象的であり、事実関係や法規の適用に関する具体性に欠けているので、行政手続法第8条に違反しているとの趣旨であると推測する。

(オ) しかしながら、保育所等の利用調整に係る理由が、処分の性質に照らして抽象化した内容になることは、一定やむを得ないと思う。理由をより具体的に記載するとなると、その性質上、他の児童の具体的な養育状況、各家庭における保護者の勤務状況等のプライバシーにわたる具体的事情との比較が問題とならざるを得ず、各希望者が相当に近くに居住する者であると推測されることに照らしても、処分庁が更にその具体的事情まで踏み込んで記載することは困難を伴うものであるというべきであり、本件処分に係る利用調整結果通知書に記載された程度の内容にならざるを得ないと思料する。（大阪高裁平成25年7月11日判決）

(カ) また、利用調整基準は公表されており、審査請求人がこれを用いて自らの利用調整指数を算定することは可能であり、点数の高低による他の申込者との競合の結果、利用調整が保留となったことを推測することは容易である。本件処分に係る利用調整結果通知書に記載の理由が、いかなる事実関係に基づき、いかなる法規を適用して申請が拒否されたかについて審査請求人が了知し得ないものであるとまではいえないと思料する。

エ 保育の実施義務違反について

- (ア) 審査請求人は、児童福祉法第3条の3第1項が、市町村は、児童が心身ともに健やかに育成されるよう、基礎的な地方公共団体として、同法第24条第1項の規定による保育の実施に係る業務を適切に行わなければならないと規定し、同項が、市町村は、保護者の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児その他の児童について保育を必要とする場合において、当該児童を保育所において保育しなければならないと規定しているにもかかわらず、吹田市は、本件利用申込児童に対し、その義務を果たしていない旨主張している。
- (イ) 児童福祉法第24条第1項は、市町村の保育の実施義務を定めているが、同条第3項において、待機児童が発生している場合などを想定して保育の利用調整を行う規定を置いていることから、同法は、市町村が定員を上回る必要がある場合に調整を行い、その結果として保育の必要性がありながら保育所の入所が認められない児童が生じるという事態を想定しているものと解される（東京高裁平成29年1月25日判決）。（児童福祉法施行規則第24条も、児童福祉法第24条第3項による保育所等の利用について調整を行う場合には、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる児童が優先的に利用できるよう、調整するものとする規定している。）
- (ウ) よって、保育の申込みが利用希望施設の定員を上回り、利用調整の結果、定員内とならなかったことを理由として処分庁が行った本件処分が、児童福祉法第24条第1項の義務に違反していると認めることはできない。

オ その他の主張について

- (ア) 審査請求人は、本件利用申込児童が保育の必要性の認定を受けているにもかかわらず、保育の利用が不可となれば、保育を利用する権利が侵害され、保育の利用を可とされた児童との間に著しい不平等が生じる、また、審査請求人らについても、保育を利用することができないことで就労が困難になり、生活が困窮することとなる、本件処分は、日本国憲法第13条、第14条、第25条及び児童福祉法第1条に違反している旨主張している。
- (イ) 上記エのとおり、児童福祉法第24条は、適切に実施された利用調整の結果として、保育を必要としているにもかかわらずこれを利用することができない児童が生じることを想定した規定であると解されていることから、本件処分が権利の侵害や著しい不平等を生じさせているとはいえず、また、本件処分により生じる可能性のある就労への影響が生存権を侵すほどのものであるとはいえないことから、審査請求人の主張を認めることはできない。

4 審理員の結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないので、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきものと思料する。

第4 審査庁の意見

本件審査請求は棄却が適当である。理由は上記第3と同旨である。

第5 審査会における調査審議の経過

令和7年10月29日 諮問書の受理

令和7年11月18日 第1回調査審議

令和7年12月24日 第2回調査審議

令和8年1月30日 第3回調査審議

第6 審査会の判断の理由

1 本件審査請求の争点

審査請求人及び処分庁の主張によると、本件審査請求の争点は、主として、本件処分の内容や手続に違法な点があるか否かである。

以下、その点について検討する。

2 処分庁による利用調整は適切に行われており、本件処分の内容や手続に違法な点はないこと

(1) 審査請求人は、利用調整基準には、利用調整指数が同点の場合の優先順位の決定基準は示されているが、実際にその基準どおりに決定されているのか否か不透明に感じられ、いかなる審査基準によって保育の利用の可否の審査をしているのか明らかでなく、行政手続法第5条に違反している旨主張している。

しかしながら、審理員が上記第3の3の(3)のアで指摘しているとおり、吹田市が定めている保育の利用調整に係る審査基準である利用調整基準は具体的であるし、利用調整基準表は吹田市のホームページに掲載されるとともに、保育所等の利用を希望する保護者に配布する利用申込案内にも記載されており、公にされているといえることから、行政手続法第5条に違反しているとは認められない。

また、処分庁が提出した事件記録番号6の回答書によると、審理員が上記第3の3の(3)のイで指摘しているとおり、審査請求人が利用を希望した15の保育園等のうち、利用可否のボーダー一点が本件利用申込児童の指数と同じであった8の保育園等の優先順位は、全て、利用調整指数が同点の場合の優先順位の決定基準のA（当初利用希望日からの経過期間が長い方）により決定されており、適切に行われているものと認められる。

よって、審査請求人の上記主張には理由がない。

なお、利用調整基準において定められていた勤務先での就労年数に係る調整指数については、令和6年8月27日に当該基準の改正により廃止されているところ、処分庁によれば、同一勤務先での勤務年数を基準とすることは転職を契機とする働き方の改善・キャリア形成を不当に不利に取り扱う可能性があり、利用調整基準の公平性を担保できないと考えられること、国（厚生労働省）が

示す保育の優先利用に関する基本的な考え方において、同一勤務先での就労年数は優先利用の対象とは位置づけられておらず、他の自治体においても同基準を採用する例はないことから、より客観的合理的な基準に整備する必要があると判断し、当該調整指数を廃止するとともに、新たに育児休業から復職する場合を調整指数に加えたとのことであるが、利用調整基準の当該改正について特段不合理な点は認められない。

- (2) また、審査請求人は、本件利用申込児童について、いかなる具体的理由で保育の利用が不可となったのかが明らかでなく、行政手続法第8条に違反しているとも主張している。

しかしながら、処分庁は、審査請求人を含め、利用申込みが保留となった者に対しては、「申込が利用希望施設の定員を上回り、利用調整の結果、定員内とならなかったため」と保留となった理由を記載した保育の利用調整結果通知書を送付して、その理由について説明を行っているところ、審理員が上記第3の3の(3)のウの(ホ)で指摘しているとおりに、保育の利用調整の処分の性質上、理由の記載が一定程度抽象化された内容となることはやむを得ないものと考えられる。

他方で、利用調整基準表や各保育施設のボーダー点（定員内となった世帯の最低点）は吹田市のホームページで公表されていることから、審査請求人がこれを用いて自らの利用調整指数を算定することは可能であり、点数の高低による他の申込者との競合の結果、利用調整が保留となったことを推測することは容易であると認められる。

よって、本件処分に係る利用調整結果通知書に記載の理由が、いかなる事実関係に基づき、いかなる法規及び審査基準を適用して申請が拒否されたかについて審査請求人が了知し得ないものであるとまではいえず、行政手続法第8条に違反しているとは認められない。

- (3) さらに、審査請求人は、市町村は、保育を必要とする場合において、児童を保育所において保育する義務を負っているにもかかわらず、吹田市は、本件利用申込児童に対してその義務を果たしておらず、児童福祉法第3条の3及び同第24条第1項に違反しており、また、本件利用申込児童が保育の必要性の認定を受けているにもかかわらず、保育の利用が不可となれば、保育を利用する権利が侵害され、保育の利用を可とされた児童との間に著しい不平等が生じ、審査請求人についても、保育を利用することができないことで就労が困難になり、生活が困窮することとなることから、本件処分は、日本国憲法第13条、第14条、第25条及び児童福祉法第1条にも違反している旨主張している。

しかしながら、審理員が上記第3の3の(3)のエの(イ)で指摘しているとおりに、児童福祉法第24条第1項は、市町村の保育の実施義務を定めている一方で、同条第3項において、待機児童が発生している場合などを想定して保育の利用調整を行う規定を置いていることから、同法は、市町村が定員を上回る需要があ

る場合に調整を行い、その結果として保育の必要性がありながら保育所の入所が認められない児童が生じるという事態を想定しているものと解される。

よって、保育の申込みが利用希望施設の定員を上回り、利用調整の結果、定員内とならなかったことを理由として処分庁が行った本件処分が、児童福祉法第3条の3、同第24条第1項の義務に違反しているとは認められないし、また、本件処分が権利の侵害や著しい不平等を生じさせているとはいえ、本件処分により生じる可能性のある就労への影響が生存権を侵すほどのものであるとは認められないことから、日本国憲法第13条、第14条、第25条及び児童福祉法第1条に違反しているとは認められない。

3 結論

以上の次第であり、本件処分の内容や手続に違法な点は認められず、審査請求人による本件審査請求には理由がないことから、本件審査請求を棄却すべきとの審査庁の意見は妥当である。

吹田市行政不服審査会

会長 福岡 宏海

委員 榊原 和穂

委員 海道 俊明